

(証券コード9381)

2026年4月30日

(電子提供措置の開始日2026年4月28日)

株 主 各 位

大阪府中央区本町二丁目1番6号

株式会社 エーアイテイナー

代表取締役社長 矢 倉 英 一

第39回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第39回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.ait-jp.com/ir/general_meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月20日(水曜日)午後5時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月21日(木曜日) 午前10時 受付開始：午前9時15分
2. 場 所 大阪府中央区安土町二丁目3-13
大阪国際ビルディング17階 1705号室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

[報告事項]

1. 第39期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案

- 剰余金処分の件
- 取締役9名選任の件
- 監査役1名選任の件
- 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月20日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2026年5月20日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した交付書面をお送りしております。但し、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、交付書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎株主総会におけるお土産の配布はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2026年5月20日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- （1）議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- （2）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱ってください。
- （3）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- （1）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する接続料金等は、株主様のご負担となります。
- （2）株主様のインターネット利用環境、スマートフォン又は携帯電話の機種等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合がございます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事業報告

(自 2025年3月1日)
至 2026年2月28日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続により消費マインドの下振れが懸念されているほか、米国の通商政策の動向や海外における地政学リスクの高まりなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループは、主力事業である国際貨物輸送の取扱拡大を図るべく積極的な営業活動を継続するとともに、輸出入関連の付帯サービス等の受注拡大に取り組み、さらに、新規顧客の開拓に加え、既存顧客との取引深化にも努めてまいりました。また、オンラインでのフォローディング・通関サービス「Cargo Information Service」の機能を追加・拡充するとともに、子会社においても当社同様のデジタルサービスを提供するなど、競争優位性のさらなる強化に向けた取り組みを進めてまいりました。

当連結会計年度においては、これらの取り組みが奏功したことに加え、アパレル関連商材の荷動きが比較的堅調に推移し、それに伴って通関受注件数が伸長したこと、さらには期間前半に海上貨物輸送の運賃水準が前年同時期と比べて高く推移したことなどから、営業収益は増加しました。

さらに、一部の顧客との間で、海上運賃や価格が上昇する日本国内の陸送費用などの価格改定交渉を進め、価格転嫁に取り組んでまいりました。

その結果、売上総利益は前年同期を上回り、累計期間における売上総利益率も前年同期を下回る水準ながら、前期の夏以降に大幅に低下していた局面から改善傾向を示しました。

また、販売費及び一般管理費につきましては、給与のベースアップ等により人件費が増加いたしました。業務効率化の推進やその他の費用の抑制に取り組むことで、可能な限り利益の確保に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は58,399百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益は4,196百万円（前年同期比3.0%増）となりました。また、経常利益は、前年同期と比較して受取利息等が増加したことで4,680百万円（前年同期比3.3%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,175百万円（前年同期比4.2%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

<日本>

前期の夏頃から海上貨物輸送の運賃が上昇した影響を受け、当連結会計年度は前年同期と比較して運賃水準が高い状況下で始まりました。中間期終盤にはその価格差は縮小したものの、このような環境下において、当社グループは収益拡大を目指し、新規顧客の獲得に加えて既存顧客との取引深耕にも注力してまいりました。

当連結会計年度における海上貨物輸送の取扱コンテナ本数は、雑貨関連の物量が減少したものの、アパレル関連商材が比較的堅調に推移しその減少分を補った結果、輸入は241,442TEU（前年同期比4.5%増）、輸出入合計では256,851TEU（前年同期比3.2%増）となりました。

また、通関受注件数については、アパレル関連を中心に堅調に推移したことに加え、営業強化の効果も寄与し、152,656件（前年同期比9.6%増）と前年実績を大きく上回りました。

以上のことから、日本における営業収益は、海上輸送における運賃差の影響に加え、通関受注の大幅増や海上輸送の取扱コンテナ本数の増加が寄与し、49,731百万円（前年同期比5.5%増）となりました。また、セグメント利益については、価格転嫁等による売上総利益の改善に加え、販売費及び一般管理費の抑制効果も加わり、3,359百万円（前年同期比5.5%増）となりました。

<中国>

日本向け貨物を安定的に取り扱ったことで、中国国内における輸送関連の収益を確保することができ、その結果、営業収益は7,005百万円（前年同期比2.0%増）となりました。一方、セグメント利益については、日本と同様に利益改善は進んだものの、累計期間における売上総利益率が前年同期を下回ったことが影響し、661百万円（前年同期比2.6%減）となりました。

<その他>

ミャンマー子会社では、輸送関連の収益を安定的に確保できたほか、台湾子会社においても、日本からの輸入貨物の取り扱いが減少したものの、三国間輸送の受注が堅調に推移した結果、営業収益は1,663百万円（前年同期比2.4%増）となりました。一方、セグメント利益については、主にミャンマー子会社の事業活動に伴う費用増が影響し、175百万円（前年同期比16.0%減）となりました。

（注）TEU（Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）とは、海上コンテナの数量を表す単位で、20フィートコンテナ1個分を1TEUと計算します。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、107百万円となりました。これは主に、日本における当社でのCIS（カーゴ・インフォメーション・サービス）の機能拡張に係る費用や子会社での業務効率化等を目的としたシステム投資に係るものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却または売却はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第36期	2023年度 第37期	2024年度 第38期	2025年度 第39期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	69,463	51,400	55,638	58,399
経 常 利 益 (百万円)	5,605	4,536	4,532	4,680
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,684	2,989	3,047	3,175
1 株当たり当期純利益 (円)	156.85	127.23	129.72	135.18
総 資 産 (百万円)	24,888	23,866	25,538	27,596
純 資 産 (百万円)	16,602	17,843	19,478	20,858
自 己 資 本 比 率 (%)	65.6	73.4	74.6	74.3

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	所在国	主要な事業内容
(連結子会社)				
上海愛意特国際物流有限公司	1,340千米ドル	100.0	中国 (上海)	国際貨物輸送事業
台湾愛意特国際物流股份有限公司	13,000千台湾ドル	100.0	台湾 (台北)	国際貨物輸送事業
AIT VIETNAM CO., LTD. (注) 2	56億ベトナムドン	99.8	ベトナム (ホーチミン)	国際貨物輸送事業
日新運輸株式会社	200百万円	100.0	日本 (大阪)	国際貨物輸送事業
日一新国際物流 (上海) 有限公司	3,070千米ドル	100.0 (100.0)	中国 (上海)	国際貨物輸送事業 流通加工
NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD.	1,000,000千 ミャンマー チャット	55.0 (55.0)	ミャンマー (ヤンゴン)	国際貨物輸送事業 流通加工
(持分法適用関連会社)				
青島海新達国際物流有限公司	14,444千人民元	27.0 (27.0)	中国 (青島)	国際貨物輸送事業 流通加工
蘇州邦達新物流有限公司	10,210千人民元	49.0 (49.0)	中国 (蘇州)	保税物流
上海邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国 (上海)	保税物流
太倉邦達新物流有限公司	5,000千人民元	49.0 (49.0)	中国 (太倉)	保税物流
その他1社				
(その他の関係会社)				
ロジスティードホールディングス 株式会社	331百万円	被所有 20.5 (20.5)	日本 (東京)	商業、商業に 付随関連する 一切の事業
ロジスティード株式会社 (注) 3	100百万円	被所有 20.5	日本 (東京)	ロジスティクス 事業

(注) 1. 当社の出資比率の () 内は間接所有割合 (内数) を示しています。

2. 2025年9月3日付で、AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD. から「AIT VIETNAM CO., LTD.」に商号変更されております。

3. ロジスティード株式会社は有価証券報告書を提出しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 優先的に対処すべき課題

グローバル化が一層進展する現在の事業環境において、当社グループの中核事業である国際貨物輸送事業は、社会的・経済的基盤を支える極めて重要なインフラとしての役割を担っており、その責務はこれまで以上に重いものとなっていると認識しております。

人々の生活や産業活動の継続に欠かすことのできない国際物流および日本国内の物流において、当社グループは多様な物流手段を活用し、安定的なサービスの提供に努めております。また、絶えず変化する事業環境に適切に対応しながら、持続可能な物流と社会の実現に資するべく、各種事業活動を展開しております。

さらに、当社グループがお客様からの支持を得て事業を発展させることは、企業価値の向上につながるのみならず、物流企業として担う社会的使命と責任を果たすことにも直結するものと認識しております。

このような認識のもと、当社グループでは以下の事項を優先的に対処すべき課題として掲げて、積極的に取り組んでまいります。

①強靱な収益基盤の確立とグループの持続的成長の実現

当社グループは、強靱な収益基盤の確立およびグループ全体の持続的な成長を実現するためには、国際物流を取り巻く環境変化を正確に捉え、その変化に迅速かつ柔軟に対応できる事業運営体制の構築が不可欠であると認識しております。近年の物流業界では、エネルギー価格の上昇や環境規制・各種法改正への対応といった外部要因により、物流コストは引き続き上昇基調にあります。これらを踏まえ、企業には従来以上に精度の高いコスト管理、柔軟な運用体制、さらにはサプライチェーン全体を見据えた効率化が求められております。

さらに、日本国内においては、少子高齢化の進展に加え、「2024年問題」に代表される労働規制強化の影響により、ドライバーの不足ならびに輸送キャパシティの不足が顕在化しております。これらは物流サービスの安定的な提供を困難にする懸念があり、当社グループにおきましても、外部環境の変化を注視しつつ、持続的なサービス提供を可能とする供給体制の強化に向け、より実効性の高い取り組みを進めていく必要があると考えております。

一方、顧客ニーズはこれまで以上に多様化・高度化しており、高品質な輸送サービスに加え、スピードや柔軟性、さらには付加価値の高いソリューションが求められております。こうした環境を踏まえ、当社グループは主力事業である国際貨物輸送の強化を軸に、通関、配送、国内外での3PL（サードパーティー・ロジスティクス）に加え、流通加工、海外保税倉庫を活用した保税物流など、各種付帯サービスの拡充を進めることで、物流企業としての機能向上に取り組んでまいります。

また、中国・台湾・東南アジア間を中心とした海外間の輸送の拡充は、当社グループの収益安定化と事業領域拡大に向けて重要なテーマであり、国内外の子会社および各国代理店との連携を強化することで、国際ネットワークのさらなる充実を図ってまいります。加えて、各事業領域で強みを有する企業との提携可能性

を継続的に検討し、輸出入関連業務、航空貨物輸送、保管・配送などにおいて提供価値の最大化を追求してまいります。これにより、顧客に対し総合的かつ高付加価値な物流サービスを提供し、競争優位性の確立と事業規模の拡大を実現してまいります。

さらに、物流業界においてデジタル化が急速に進む中、当社グループはAIを含むデジタル技術の活用を積極的に推進し、業務の省人化、プロセスの効率化、情報の可視化といった取り組みを一層加速させてまいります。これらにより、オペレーション面での生産性向上を図るとともに、顧客の利便性とサービス品質のさらなる向上、新たな価値の創出を実現し、グループ全体の収益基盤強化につなげてまいります。

今後も当社グループは、外部環境の変化を見据えつつ、事業領域の拡大、グローバルネットワークの強化、デジタル技術の積極的な活用、他企業との戦略的提携など、多面的な取り組みを継続的に推進してまいります。そして、これらの取り組みを通じて、グループとしての競争力を強化し、持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

②人材戦略と人的資本経営の推進

国内においては、人口減少と高齢化に伴う労働力人口の縮小が進み、幅広い産業で人材確保の困難性が高まっております。物流業界においても、需要増加と人材供給のギャップが構造的課題となっており、国際物流を含む専門領域では、各国の規制やグローバルおよび国内物流の事情に精通した高度な知見を有する人材の確保が一層重要性を増しております。

当社グループでは、持続的な企業成長の基盤として、優秀な人材の安定的な確保、定着率の向上、ならびに計画的な人材育成を重要な経営課題と位置付けております。採用面では、事業運営に必要な専門性を持つ即戦力人材を中途採用するとともに、将来の人的基盤強化を目的とした新卒採用を継続的に実施し、組織体制の強化を図っております。また、エンゲージメントサーベイの活用を通じて、従業員の働きがい向上と離職防止に向けた職場環境の整備に取り組んでおります。

人材育成においては、当社の基本理念である「創発」を基軸とし、「創発人材の育成」を人材育成方針として掲げ、「挑戦」「多様性とヒラメキ」「好奇心と感性」「主体性と自律性」を柱に、当社の掲げる理念に共感し、かつ実践できる人材の育成に取り組んでおります。また、この理念に基づく考え方や行動を企業文化としてグループ全体に浸透させることで、更なる成長と飛躍を目指しております。2026年2月期においても、創発人材の育成を目的とした研修を継続的に実施するとともに、階層別・テーマ別研修の充実を図り、組織全体の知的基盤と競争力の強化に努めております。

社内環境整備の面では、労働生産性向上と働きやすさの両立を目的として、柔軟な勤務制度の導入・運用、有給休暇取得の促進、勤務制度の適宜見直しなど、これまで継続的に環境整備に取り組んでまいりました。また、従業員の生活基盤

を支え、意欲の向上につなげるため、近年において継続して賃金のベースアップなどを実施し、人的資本への投資を進めております。

当社グループは、これらの取り組みを通じて従業員エンゲージメントの向上を図り、企業価値の持続的向上につなげてまいります。今後も、人材確保、創発人材の育成、働きやすい職場環境整備、成長機会提供等の施策を継続し、環境変化に柔軟に対応しながら、人的資本経営の高度化を推進してまいります。

③内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を着実に高めていくため、組織体制と内部管理体制の強化、内部統制の実効性向上、ならびにコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を重要な経営課題としております。

こうした課題への対応として、事業拡大に応じた組織体制の適切な見直し・整備を進めるとともに、監査役と内部監査室の連携強化、定期的かつ計画的な内部監査の実施、さらに経営陣および従業員を対象とした継続的なコンプライアンス研修を行い、ガバナンス機能の一層の向上に取り組んでおります。

当社グループでは、内部管理体制を実効的に機能させることが企業価値の持続的向上に直結するとの認識のもと、今後も透明性・公平性の確保に努め、相互牽制が働く健全なガバナンス体制の整備・運用を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(6) 主要な営業所 (2026年2月28日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区本町二丁目1番6号
東 京 支 社	東京都中央区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区

②子会社等

会 社 名	所 在 地
上海愛意特国際物流有限公司	中華人民共和国
台湾愛意特国際物流股份有限公司	台湾
A I T V I E T N A M C O . , L T D .	ベトナム
日 新 運 輸 株 式 会 社	大阪市中央区
日一新国際物流(上海)有限公司	中華人民共和国
N I S S H I N (M Y A N M A R) C O . , L T D .	ミャンマー

(7) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,165名	67名(減)

(注) 従業員数は就業人員で表示しております。なお、臨時従業員220名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（2026年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 53,856,000株
- (2) 発行済株式総数 23,913,600株（自己株式420,008株を含む。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 30,709名
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エイチアンドワイ	7,836,000 株	33.35 %
ロジスティード株式会社	4,800,000	20.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,422,800	6.06
野村信託銀行株式会社（投信口）	832,800	3.54
ステートストリートバンクアンドトラストクリイティブ・サービスカンパニー 505002	762,100	3.24
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	685,600	2.92
馬 上 真 一	436,000	1.86
株式会社シーアンドティー	370,000	1.57
株式会社ドルフィンズ	240,000	1.02
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505224	182,500	0.78

（注）持株比率は、自己株式(420,008株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢 倉 英 一		日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事長 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
常 務 取 締 役	馬 上 真 一		日新運輸株式会社 代表取締役社長 日一新国際物流(上海)有限公司 董事 NISSHIN (MYANMAR) CO.,LTD. DIRECTOR
常 務 取 締 役	香 月 俊 哉	海外担当兼社長 室長	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人
取 締 役	大 槻 信 夫	大阪営業部・東 京営業部担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事
取 締 役	川 峯 寛	大阪通関部・東 京通関部・海上 業務部担当	日新運輸株式会社 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事
取 締 役	内 田 利 明	総合企画部・情 報システム部・ 経理財務部担当 兼経理財務部長	
取 締 役	神 宮 司 孝		ロジスティード株式会社 執行役員 ロジスティード東日本株式会社 代表取締役社長
取 締 役	岡 本 しのぶ		寺戸しのぶ公認会計士事務所 代表 株式会社イーエムシステムズ 社外取締役(監査等 委員)
取 締 役	北 岡 侑 子		日本ベンチャーキャピタル(株) シニアパートナー 合同会社鳳鳴朝陽 代表社員
常 勤 監 査 役	松 川 康 司		日新運輸株式会社 監査役
監 査 役	西 島 佳 男		西島佳男法律事務所 弁護士
監 査 役	大久保 幸 治		大久保幸治公認会計士事務所 代表 DXHUB(株) 監査役 国立大学法人奈良国立大学機構 監事 あやめ監査法人 パートナー

- (注) 1. 取締役神宮司孝氏、岡本しのぶ氏及び北岡侑子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西島佳男氏及び大久保幸治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役神宮司孝氏、岡本しのぶ氏及び北岡侑子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は監査役西島佳男氏及び大久保幸治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役大久保幸治氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役北岡侑子氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、北岡裕子であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	210,644千円 (4,935千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	12,455千円 (5,280千円)
合 計	14名	223,100千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2023年5月23日開催の第36回定時株主総会決議において年額250,000千円以内(うち社外取締役は年額10,000千円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は3名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年5月22日開催の第20回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額45,500千円(取締役7名に対し45,500千円)及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額27,010千円(取締役8名に対して26,210千円、監査役1名に対して800千円)が含まれております。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役会において決議しております。

取締役の報酬等の構成は基本報酬及び賞与とし、基本報酬は、職位や担当する職務内容、職責及び会社業績などを総合的に勘案したうえで決定しております。賞与は、具体的な達成条件等は定めておりませんが、会社業績及び職務遂行に対する業績評価等を総合的に考慮し、配分額を決定しております。なお、当社では、取締役の報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、2025年2月19日開催の取締役会決議により、2025年3月1日付で任意の報酬委員会を設置しております。これにより、各取締役の個別の報酬額については、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額の原案を策定し、報酬委員会に諮問し答申を受けたうえで、当該答申を踏まえて決定することとしております。

監査役の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、監査役会において役割等を勘案し協議にて決定しております。

また、取締役及び監査役に対する退職慰労金につきましては、当社内規に定める基準に従い計算すべき旨を株主総会に諮り、その決議に基づき取締役については取締役会、監査役については監査役会の協議により支給額を決定することとしております。

当事業年度における各取締役の報酬等の額については、報酬委員会において取締役の個別報酬に関する議論を1回行い、その答申を踏まえて、株主総会で承認された範囲内で、2025年5月21日開催の取締役会において当該決定を代表取締役社長の矢倉英一氏に一任することを決議しております。これは、当社グループの業績等を勘案しつつ、各取締役の職位や担当する職務内容、職責、役割、各種貢献度評価を総合的に行うには、代表取締役が最も適していることと判断したためであります。また、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会での審議内容を踏まえて決定されることから、当該権限が適切に行使されると取締役

役会として判断したものであります。さらに、代表取締役は、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主たる活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
神宮 司 孝	当事業年度15回開催した取締役会のうち15回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、国際物流及び企業経営に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
岡本 しのぶ	当事業年度15回開催した取締役会のうち14回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、公認会計士としての豊富な経験と専門知識から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
北岡 侑子	社外取締役就任後10回開催した取締役会のうち10回に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、ベンチャーキャピタル事業での投資戦略や企業価値向上に関する豊富な経験と知見から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
西島 佳男	当事業年度15回開催した取締役会のうち15回、17回開催した監査役会のうち17回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、検事及び弁護士としての法律全般についての高度な専門知識と経験から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
大久保 幸治	社外監査役就任後10回開催した取締役会のうち10回、13回開催した監査役会のうち13回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、公認会計士としての豊富な経験と専門知識から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

SCS国際有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 32百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社のうち、海外子会社の上海愛意特国際物流有限公司及び日一新国際物流(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、全役職員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、当社監査役（以下単に「監査役」という。）との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。
- ③ 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言又は勧告する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ⑤ 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理については、関係会社管理規程に基づく。
- ② 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、定期的の子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。
- ③ 関係会社管理規程に定める関係会社の担当取締役は、監査役及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。
- ④ 監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

- ⑤ グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役から子会社の取締役等を選任する。選任された当該取締役は定期的子会社の取締役会に出席する。また、子会社も含めたグループ全体における業績の管理を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換のうえ、監査役補助者を決定する。
- (7) 監査役補助者の取締役からの独立性及び監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役補助者は、業務執行上、監査役以外の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議のうえ決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- (8) 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。
- ② 取締役、使用人及び子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、監査役に報告する。
- ③ 取締役及び子会社の取締役等は経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。
- ④ 監査役は、取締役会等、重要な会議に出席する。
- (9) 上記監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制**
内部通報者の保護に関しては、コンプライアンス規程に定める。
- (10) 監査役職務執行について生じる費用（以下「監査費用」という。）の前払い又は償還の手続き、その他の監査費用の処理にかかる方針に関する事項**
監査費用につき監査計画に応じて予算化し、その他監査費用についても合理的な費用は当社の負担とし、経理規程に従い処理する。
- (11) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、監査法人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及び関係会社は、適切な内部統制やリスク管理体制を整備し、その運用状況を内部監査室がモニタリングする実効性のある内部監査を実施しております。また、内部監査室は、経営者を支援するだけでなく、他の監査・監督機関と連携することなどを通じて、より幅広くコーポレート・ガバナンスの品質向上に貢献する役割・責務を果たしております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行について

取締役会規程やその他社内規程を整備し、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程に則って行動するよう徹底しております。また、当社は、当事業年度において取締役会を15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督及び活発な意見交換を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

(3) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度に15回開催された取締役会及び17回開催された監査役会に出席し、適宜助言・提言を行い、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保しております。また、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(4) 当社子会社における業務の適正の確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会に各子会社の重要な経営情報が適宜報告されております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,392	流動負債	5,134
現金及び預金	14,169	買掛金	3,001
電子記録債権	124	未払法人税等	761
売掛金	4,824	賞与引当金	461
立替金	2,011	役員賞与引当金	51
その他の	306	その他	858
貸倒引当金	△44	固定負債	1,604
固定資産	6,204	繰延税金負債	211
有形固定資産	567	役員退職慰労引当金	239
建物及び構築物	122	退職給付に係る負債	752
機械装置及び運搬具	112	リース債務	145
リース資産	285	その他	255
その他	47	負債合計	6,738
無形固定資産	1,262	純資産の部	
のれん	326	株主資本	18,698
顧客関連資産	789	資本金	500
その他	146	資本剰余金	5,045
投資その他の資産	4,373	利益剰余金	13,545
投資有価証券	3,923	自己株式	△392
繰延税金資産	91	その他の包括利益累計額	1,797
その他	388	その他有価証券評価差額金	119
貸倒引当金	△29	為替換算調整勘定	1,638
		退職給付に係る調整累計額	38
		非支配株主持分	362
		純資産合計	20,858
資産合計	27,596	負債純資産合計	27,596

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		58,399
営業原価		48,107
売上総利益		10,292
販売費及び一般管理費		6,095
営業利益		4,196
営業外収益		
受取利息及び配当金	126	
持分法による投資利益	213	
為替差益	107	
その他	49	497
営業外費用		
支払利息	12	
その他	1	13
経常利益		4,680
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1	1
税金等調整前当期純利益		4,681
法人税、住民税及び事業税	1,484	
法人税等調整額	△ 97	1,387
当期純利益		3,293
非支配株主に帰属する当期純利益		118
親会社株主に帰属する当期純利益		3,175

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500	5,045	12,366	△392	17,519
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,996		△1,996
親会社株主に帰属する当期純利益			3,175		3,175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,178	-	1,178
当期末残高	500	5,045	13,545	△392	18,698

項目	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	27	1,459	42	1,529	429	19,478
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,996
親会社株主に帰属する当期純利益						3,175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	91	179	△3	267	△67	200
連結会計年度中の変動額合計	91	179	△3	267	△67	1,379
当期末残高	119	1,638	38	1,797	362	20,858

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

上海愛意特国際物流有限公司、台湾愛意特国際物流股份有限公司、AIT VIETNAM CO.,LTD.、日新運輸株式会社、日一新国際物流（上海）有限公司、NISSHIN (MYANMAR) CO.,LTD.

なお、「AIT VIETNAM CO.,LTD.」につきましては、2025年9月3日付で「AITC LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.」から社名変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 5社

青島海新達国際物流有限公司、蘇州邦達新物流有限公司、上海邦達新物流有限公司、太倉邦達新物流有限公司、その他1社

なお、当連結会計年度において、新たに株式を取得した1社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

特記すべき主要な関連会社はありません。

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海愛意特国際物流有限公司、台湾愛意特国際物流股份有限公司、AIT VIETNAM CO.,LTD.、日一新国際物流（上海）有限公司の4社の決算日は、12月31日であります。

NISSHIN (MYANMAR) CO.,LTD.の決算日は3月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月末日に仮決算を実施しております。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

a. 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

b. 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

c. 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。

建物以外

a. 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

b. 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

連結国内子会社は、定額法を採用しております。また、在外子会社については、主として見積耐用年数に基づいた定額法によっております。

なお、主な耐用年数は2年～39年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、使用権資産に係るリースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産に計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

当社は、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国際貨物輸送（船舶・航空機・自動車等の輸送手段を利用した国際貨物の輸送）とこれらに付帯する輸出入通関等、並びに検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務や物流の管理・運営を行う 3PL（サードパーティー・ロジスティクス）業を合わせた国際貨物輸送事業を行っております。

国際貨物輸送事業では、主にアパレル関連製品や日用雑貨等の国際間の輸送や海外での輸送、輸出入通関業務や国内配送の手配を行っております。これらは、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際間の海上貨物輸送や航空貨物輸送等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、輸送に掛る見積日数に対する経過日数の割合によって算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね 3 ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益として認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	326百万円
顧客関連資産	789百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2020年2月期において日新運輸株式会社の株式を100%取得し、取得原価の配分を行っており、当該取得原価の配分により、のれん及び顧客関連資産が計上されております。当社は、日新運輸株式会社及びその子会社の損益実績及び事業計画を用いて減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候は識別されておられません。

減損の兆候の判定に用いた利益計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において、事業計画と損益実績に乖離が生じることにより上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上の可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,687百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

23,913,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月21日 定時株主総会	普通株式	939	40.00	2025年2月28日	2025年5月22日
2025年10月10日 取締役会	普通株式	1,057	45.00	2025年8月31日	2025年10月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月21日 定時株主総会	普通株式	1,292	利益剰余金	55.00	2026年2月28日	2026年5月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について親会社が管理する方針であります。基本的には「有価証券運用規程」に則り、原則として安全かつ確実に効率のよい投資対象にのみ行うものとしております。

余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。資金調達においては、原則として自己資金で賄い必要に応じて銀行借入を行う方針であります。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権、並びに立替金には為替の変動リスクがあります。

満期保有目的の債券は、主に一時的な余剰資金の運用を目的とした債券であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するために格付けの高い債券のみを対象としております。

その他有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の取引関係を有する企業の株式であります。

リース債務は、連結子会社での使用権資産及びリース資産の取得に係るものであります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。また、外貨建て営業債務には為替の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「与信管理規程」に従い、営業債権、並びに立替金の責任者を営業部担当役員とする体制のもと、営業部門は取引先毎に営業債権、並びに立替金の残高及び回収管理を行うとともに、信用調査機関を利用して取引先の信用状況を定期的に確認し、業績及び財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努めております。また、回収懸念の生じた取引先についてはファクタリングを活用し、営業債権の保全に努めております。さらに、経理財務部門においては回収状況を常にチェックし、問題がある場合は都度営業部門に対して督促を行っております。

また、満期保有目的の債券は、一定以上の格付けを持つ債券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。購入に際しては、金融資産運用のリスクを軽減するため、「有価証券運用規程」に基づき金融商品の取得上限を定めるとともに、財務担当者及びその上長、代表取締役の審査を行っております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクは殆ど無いものと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債権債務については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に金融商品の時価や発行体（取引先企業）の経営状態、財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

これらは、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については為替予約取引のみで、その他デリバティブ取引は行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループ傘下の子会社を含め、親会社で資金の管理を実施しております。各社の事業計画及びその実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,010	2,969	△40
その他有価証券	209	209	-
資産計	3,220	3,179	△40
リース債務（固定負債）	145	131	△13
負債計	145	131	△13

(注1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「立替金」、「買掛金」及び「リース債務（流動負債）」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	703

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)
現金及び預金	14,169	-	-
電子記録債権	124	-	-
売掛金	4,824	-	-
立替金	2,011	-	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	-	3,000	-
合計	21,130	3,000	-

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	138	76	47	21	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場

において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	209	-	-	209
資産計	209	-	-	209

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	2,969	-	2,969
資産計	-	2,969	-	2,969
リース債務（固定負債）	-	131	-	131
負債計	-	131	-	131

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、満期保有目的の債券は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	日本	中国	計				
営業収益							
顧客との契約から 生じる収益	49,609	7,005	56,614	1,663	58,277	-	58,277
その他の収益	122	-	122	-	122	-	122
外部顧客に対する 営業収益	49,731	7,005	56,736	1,663	58,399	-	58,399
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	180	4,656	4,837	487	5,324	△5,324	-
計	49,911	11,661	61,573	2,151	63,724	△5,324	58,399

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、台湾、ベトナム及びミャンマーの現地法人です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産の残高なく、また契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 872円 39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 135円 18銭 |

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,050	流動負債	2,291
現金及び預金	5,756	買掛金	1,350
電子記録債権	123	未払金	98
売掛金	2,399	未払費用	35
前渡金	24	未払法人税等	398
前払費用	42	預り金	132
立替金	709	賞与引当金	218
その他	15	役員賞与引当金	39
貸倒引当金	△ 19	その他	18
固定資産	7,829	固定負債	859
有形固定資産	31	退職給付引当金	600
建物	25	役員退職慰労引当金	212
工具、器具及び備品	6	その他	46
無形固定資産	70	負債合計	3,151
その他	70	純資産の部	
投資その他の資産	7,727	株主資本	13,728
投資有価証券	2,008	資本金	500
関係会社株式	5,231	資本剰余金	5,046
繰延税金資産	382	資本準備金	5,046
その他	105	利益剰余金	8,575
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	8,572
		繰越利益剰余金	8,572
		自己株式	△ 392
		純資産合計	13,728
資産合計	16,880	負債純資産合計	16,880

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		30,798
営業原価		26,958
売上総利益		3,839
販売費及び一般管理費		1,735
営業利益		2,103
営業外収益		
受取利息及び配当金	919	
その他の	38	957
営業外費用		
為替差損	11	11
経常利益		3,050
税引前当期純利益		3,050
法人税、住民税及び事業税	752	
法人税等調整額	△ 42	709
当期純利益		2,340

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	500	5,046	5,046	2	8,228	8,231
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 1,996	△ 1,996
当期純利益					2,340	2,340
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	343	343
当期末残高	500	5,046	5,046	2	8,572	8,575

項目	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△392	13,385	13,385
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△ 1,996	△ 1,996
当期純利益		2,340	2,340
事業年度中の変動額合計	-	343	343
当期末残高	△ 392	13,728	13,728

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

③ 2016年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。

建物以外

① 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

② 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、国際貨物輸送（船舶・航空機・自動車等の輸送手段を利用した国際貨物の輸送）とこれらに付帯する輸出入通関等、並びに検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務や物流の管理・運営を行う3PL（サードパーティー・ロジスティクス）業を合わせた国際貨物輸送事業を行っております。

国際貨物輸送事業では、主にアパレル関連製品や日用雑貨等の国際間の輸送や海外での輸送、輸出入通関業務や国内配送の手配を行っております。これらは、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際間の海上貨物輸送や航空貨物輸送等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、輸送に掛る見積日数に対する経過日数の割合によって算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、明瞭性を高める観点から、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は124百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 5,231百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がないことから、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、一部の子会社は、超過収益力を反映した実質価額により判定しております。

関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。回復可能性がないと判断された関係会社の株式は帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

当事業年度においては、実質価額が著しく低下した関係会社が存在しないため、関係会社株式評価損の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、損失の計上が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	123百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	23百万円
短期金銭債務	335百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 158百万円

営業原価 3,546百万円

販売費及び一般管理費 1百万円

営業取引以外の取引高 885百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	420,008	-	-	420,008

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 25百万円

貸倒引当金 5百万円

賞与引当金 66百万円

退職給付引当金 188百万円

役員退職慰労引当金 66百万円

その他 28百万円

繰延税金資産合計 382百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △0百万円

繰延税金負債合計 △0百万円

繰延税金資産の純額 382百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	上海愛意特国際物流有限公司	直接 100.0%	中国華北・華東地区における貨物輸送業務の委託・受託 役員兼任4名	輸送業務の委託(注1)	3,265	買掛金	309

取引条件及び取引価格の決定方針等

(注) 1. 子会社との貨物輸送に関する仕入・販売価格につきましては、市場価格を勘案し、双方協議の上決定しております。

2. 役員の兼務等については、2026年2月28日現在で記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 584円 37銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 99円 61銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 安藤 裕司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイティー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社エーアイティー
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士

安藤 裕 司

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

梅田 佳 成

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアイティーの2025年3月1日から2026年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月17日

株式会社エーアイティー 監査役会

常勤監査役	松川	康司	㊟
社外監査役	西島	佳男	㊟
社外監査役	大久保	幸治	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたく存じます。

(期末配当に関する事項)

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円

総額 1,292,147,560円

なお、中間配当金として1株当たり金45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり金100円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月22日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
1	<p>重任</p> <p>やぐら ひでかず 矢倉 英一 (1948年9月8日生)</p>	<p>1973年4月 浅川組運輸(株) 入社</p> <p>1976年7月 アトラス複合輸送(株) (現伊藤忠ロジスティクス(株)) 入社</p> <p>1995年4月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事 (現任)</p> <p>2017年8月 上海愛意特国際物流有限公司 董事長 (現任)</p> <p>2019年3月 日新運輸(株) 取締役 (現任)</p>	-
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の創業者であり、代表取締役社長としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
2	重任 まがみ しんいち 馬上 真一 (1968年4月27日生)	1993年4月 伊藤忠エクスプレス(株)(現伊藤忠ロジスティクス(株)) 入社 1996年3月 当社入社 1997年12月 当社取締役 2009年3月 当社常務取締役 2019年6月 日新運輸(株) 代表取締役社長 日一新国際物流(上海)有限公司 董事長 NISSHIN (MYANMAR) CO.,LTD. DIRECTOR 2020年10月 2022年1月 日一新国際物流(上海)有限公司 董事 2026年3月 当社常務取締役 営業本部長(現任) 日新運輸(株) 取締役(現任)	436,000株
【取締役候補者とした理由】 当社の常務取締役及び国内子会社の代表取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。			
3	重任 かつき としや 香月 俊哉 (1964年5月20日生)	1988年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2013年3月 ITOCHU Textile Prominent Asia Limited へ 出向 Director 2015年4月 伊藤忠商事(株) 東アジア総代表補佐 経営企画担当 2020年5月 同社ファッションアパレル部門長補佐 2021年4月 デサントジャパン(株)へ出向 執行役員経営管理部長 2022年4月 (株)デサントへ出向 執行役員CSO 2023年4月 同社CSO 経営企画室管掌 デサントジャパン(株) 執行役員経営管理・ロジスティクス・R&Dユニット長代行 2024年4月 伊藤忠商事(株) ファッションアパレル部門 2024年5月 当社入社 顧問 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 当社取締役 2024年8月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人 (現任) 2025年5月 日新運輸(株) 取締役(現任) 2025年6月 当社常務取締役 海外担当兼社長室長 (現任)	—
【取締役候補者とした理由】 大手商社での国内外での勤務及び同社グループ会社でのCSO及び執行役員並びに当社の常務取締役としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
4	重任 <small>おおつき のぶ お</small> 大槻 信夫 (1972年2月8日生)	1995年4月 住友特殊金属(株) 入社 1998年2月 当社入社 2009年3月 当社大阪営業部長 2016年3月 当社執行役員タイ・ベトナム・インドネシア担当 2016年5月 当社取締役(現任) 2017年1月 台湾愛意特国際物流股份有限公司 董事(現任) 2019年3月 日新運輸(株) 取締役 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 2026年3月 日新運輸(株) 代表取締役社長(現任) 日一新国際物流(上海)有限公司 董事(現任) NISSHIN (MYANMAR) CO., LTD. DIRECTOR (現任)	109,000株
		【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員、取締役及び日新運輸(株)の代表取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。	
5	重任 <small>かわみね ひろし</small> 川峯 寛 (1971年7月21日生)	1994年4月 (有)アスター 入社 2000年6月 当社入社 2007年3月 当社東京営業部長 2016年3月 当社執行役員東京営業部長 2019年3月 当社執行役員東京通関部担当 2019年5月 当社取締役 2020年5月 日新運輸(株) 取締役(現任) 上海愛意特国際物流有限公司 董事(現任) 台湾愛意特国際物流股份有限公司 監察人 2025年5月 当社取締役 大阪通関部・東京通関部・海上業務部担当(現任)	117,700株
		【取締役候補者とした理由】 当社の営業部長、海外子会社の董事、執行役員及び取締役としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、今後も取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。	
6	新任 <small>じょうこう けい</small> 上甲 慶 (1973年4月27日生)	1997年4月 (株)東京ダンケ 入社 2003年4月 当社入社 2017年3月 上海愛意特国際物流有限公司上海分公司へ出向 副総経理兼営業部長 2020年3月 日新運輸(株)へ出向 関西営業部副部长 2020年10月 同社関西営業1部長 2024年5月 同社取締役 関西営業1部長 2026年3月 当社執行役員営業本部大阪営業一部・大阪営業二部担当(現任)	50,000株
		【取締役候補者とした理由】 当社の海外子会社の副総経理、国内子会社の取締役及び執行役員としての任務を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
7	重任 <small>おかもと</small> 岡本 しのぶ <small>(1976年4月14日生)</small> 独立役員 社外	2002年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所	-
		2013年3月 寺戸しのぶ公認会計士事務所開設 代表(現任)	
8	重任 <small>きたおか ゆうこ</small> 北岡 侑子 <small>(1974年11月7日生)</small> 独立役員 社外	2013年5月 当社監査役	200株
		2022年3月 ㈱イーエムシステムズ 社外取締役(監査等委員)(現任)	
		2024年5月 当社取締役(現任)	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、今後も当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。			
		1997年4月 明治乳業㈱(現㈱明治) 入社 2001年4月 日本アジア投資㈱ 入社 2003年1月 バイオ・サイト・キャピタル㈱ 入社 2009年10月 日本ベンチャーキャピタル㈱ 入社 2016年6月 同社執行役員 2016年10月 ㈱サイフューズ 社外取締役 2018年6月 日本ベンチャーキャピタル㈱ 常務執行役員 2021年4月 ㈱PREVENT 社外取締役 2021年6月 日本ベンチャーキャピタル㈱ 専務執行役員 2024年4月 同社シニアパートナー(現任) 2024年5月 合同会社鳳鳴朝陽 代表社員(現任) 栖峰投資ワークス㈱ ベンチャーパートナー 2025年5月 当社取締役(現任)	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 ベンチャーキャピタル事業での投資戦略や企業価値向上に関する豊富な経験と高度な知識に加え、他社における役員としての経験を有していることから、今後も当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
9	新任 たかおか いさお 高岡 勲 (1971年2月26日生) 独立役員 社外	1993年4月 ㈱日立物流 入社	—
		2013年4月 同社グローバル経営戦略室担当部長	
		2013年12月 同社グローバル経営戦略室広報部長	
		2019年4月 同社経営戦略本部副本部長	
		2023年4月 同社業務執行役員 (CP0) 経営戦略本部副本部長	
2024年3月 ロジスティード㈱ 業務執行役員 (CP0) 経営戦略本部副本部長			
2024年4月 同社執行役員 (CS0兼CP0) 経営戦略本部長 (現任)			
2026年4月 ロジスティードホールディングス㈱ 執行役員 (CS0兼CP0) 経営戦略本部長 (現任)			
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 ロジスティード㈱のCS0、CP0及び執行役員としての任務を通じて、当社グループが行う事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有していることから、当社グループのガバナンス体制強化と経営全般に対する助言が期待でき、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を担っていただけることが期待されることから、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本しのぶ氏、北岡侑子氏及び高岡勲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡本しのぶ氏は、2013年5月20日付で当社監査役に就任し、2017年5月19日付で退任いたしました。
4. 当社は、岡本しのぶ氏及び北岡侑子氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 高岡勲氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、岡本しのぶ氏及び北岡侑子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任され社外取締役として就任した場合、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は高岡勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 本総会終結時における社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、岡本しのぶ氏が2年、北岡侑子氏は1年であります。
9. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2026年2月28日現在の状況を記載しております。
10. 社外取締役候補者の北岡侑子氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、北岡裕子であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役西島佳男氏は、本定時株主総会終結時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の普通株式数
重任 にしじま よしお 西島 佳男 (1966年2月26日生) 独立役員 社外	1993年10月 司法試験合格 1996年4月 検事任官(東京地方検察庁、大阪地方検察庁) 1997年5月 弁護士登録 高橋総合法律事務所 入所 2012年2月 西島佳男法律事務所 開設(現任) 2014年5月 当社社外監査役(現任)	-

【社外監査役候補者とした理由】

検事及び弁護士として法律全般について高度な専門知識と経験を有していることから、今後も社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 西島佳男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 西島佳男氏は社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、西島佳男氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、西島佳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任され社外監査役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 西島佳男氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第38回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されました永田裕司氏及び本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役内田利明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。退職慰労金は、役員就任時から当社規定により役位ごとに定められた金額を引当金として計上したものを基準としており、相当であります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

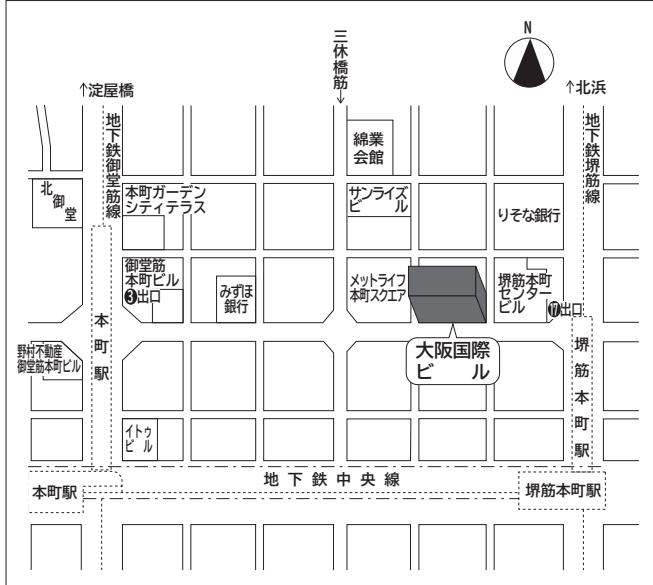
氏名	略歴
ながた ひろし 永田 裕司	2024年5月 当社取締役 2025年5月 任期満了により取締役退任
うちだ としあき 内田 利明	2024年5月 当社取締役(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町二丁目3 - 13

大阪国際ビルディング17階 1705号室



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口
東へ徒歩7分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑩番出口
西へ徒歩1分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。